

【セミナー＆相談会】

～最新情報！「同一労働同一賃金」の指針改正～
非正規労働者雇用の基礎知識とトラブル防止

正社員と非正規労働者の間のいわゆる「同一労働同一賃金制度」の指針が改正されました。

近年利用者が増加するスポットワークも含め、短時間労働者等を適切に活用するためには、雇用する際の責務を踏まえ、契約・運用・現場対応を一体で整備することが重要です。

本セミナーでは、非正規労働者を雇用する際の基本について、指針改正を踏まえて実務で迷いやすいポイントとトラブル予防の着眼点を示しながら、わかりやすく解説します。

セミナー後の相談会では、非正規労働の雇用に関する疑問点等について、講師・相談員が個別に回答します。

開催日	時間	内容	講師／相談員
11月6日 (金)	13時30分～ 15時30分	【非正規労働者を雇用する際の基礎知識】 ・非正規労働者の雇用形態と法律 ・労働基準法、労働者派遣法、パートタイム・有期雇用労働法の基礎 ・社会保険の適用について ・よくある雇用トラブルとそれを防止する労働条件通知書	特定社会保険労務士 石倉 雅恵 氏
	15時30分～ 16時30分	相談会	特定社会保険労務士 石倉 雅恵 氏 及び東京働き方改革推進支援センター相談員、 東京都労働相談情報センター労働相談担当職員
11月10日 (火)	13時30分～ 15時30分	【「同一労働同一賃金」対策】 ・「同一労働同一賃金」の基本的考え方 ・指針改正に伴い会社が対応すべきこと ・待遇差の説明資料作成実務 ・スポットワーク活用時の注意点 ・トラブル防止のための社内体制	特定社会保険労務士 石倉 雅恵 氏
	15時30分～ 16時30分	相談会	特定社会保険労務士 石倉 雅恵 氏 及び東京働き方改革推進支援センター相談員、 東京都労働相談情報センター労働相談担当職員

※内容は各日とも一部変更となる場合がございます。ご了承ください。

定員

30名 先着順、要事前申込み

対象

使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

※手話通訳あり（無料、事前申込制、手話申込締切は受講希望日の12開庁日前）

会場

東京都労働相談情報センター セミナー室
 （千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階） ※地図は裏面

申込先

インターネット・電話でお申込みください。

東京都労働相談情報センター 電話：03-5211-2209

URL：<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>



主催



東京都労働相談情報センター

セミナー会場案内地図



【会場】

東京都労働相談情報センター セミナー室
(千代田区飯田橋 3-10-3)
東京しごとセンター 9階)

- JR飯田橋駅 「東口」 徒歩7分
- 地下鉄飯田橋駅 「A2出口」 徒歩7分／
「A5出口」 徒歩6分
- JR水道橋駅 「西口」 徒歩8分
- 地下鉄九段下駅 「7番出口」 徒歩8分／
「3番出口」 徒歩10分

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※ 受付はセミナー開始30分前より行います

※ セミナーに関するお問い合わせは表面記載の申込先までお願いいたします。

手話通訳希望の方は受講希望日の12開庁日前までにお申し込みください。

【手話通訳申込締切日】

- ①11/6 (金) 受講希望→10/20 (火)
- ②11/10 (火) 受講希望→10/22 (木)

《 ご注意 》

■天災等による交通機関の運行等の影響により、セミナー開催を急遽中止又は延期することがあります。その場合はホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、申込先に記載のURLをご確認頂きますようお願いいたします。

■お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために利用します。その他の目的で使用することはありません。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/> をご覧ください。